

# 新編武藏風土記稿卷之五十八

## 橋樹郡之一

### 總説

橋樹郡は、國の中央より南の方にて、多磨郡よりは東南に續けり、郡名の起りは其正しきことを聞す【古事記】及【景行紀】等に載たる倭建命東征の時、相模國より船を浮べ給ひしに、海中にして船の進まざりしかば、後の弟橋媛海中に入給ひしにより、命の船忽進むことを得し條を證として、當郡にかの弟橋媛の墓ある故に橋をもて地名とせしならんと云説あり、今按に郡中子母口村立花の神社は、弟橋媛を祭れるなりと云ときは、橋媛の墓といへるもの、もし是なりといはんか、今彼社傳を尋ぬるに更に證とすべきこともあらざれば、是等のことは今より知べからず、其正しく橋花の地名の正史にあらはれ

【記と紀】古事記は記・日本書紀は紀『編者』

【景行天皇】(けいこうてんのう) 第一二代の天皇。名は大足彦忍代別(おおたらしひこおしろわけ)。垂仁(すいにん)天皇の第三皇子。熊襲(くまそ)を親征、後に皇子日本武尊(やまとたけるのみこと)を派遣して、東國の蝦夷を平定させたと伝える。『広辞苑』

【倭武命】(やまとたけるのみこと) 景行天皇の皇子で、本名は小碓命(おうすのみこと)。別名、日本童男(やまとおぐな)。天皇の命を奉じて熊襲(くまそ)を征し、誅伐された川上梟帥(かわかみのたける)は死に臨み、そ

の武勇を嘆賞し、日本武の号を献じた。のち東國の蝦夷(えみし)を鎮定。往途、駿河で草薙劍(くさなぎのつるぎ)によつて野火の難を払い、走水(はしりみず)の海では妃弟橋媛(おとたちばなひめ)の犠牲によつて海上の難を免れた。帰途、近江伊吹山の賊徒を征伐の際、病を得、伊勢の能褒野(のほの)で没したという。『広辞苑』

【按】(あん、あんずる) 考えてみるに。思うに。けだし。多く、自分の考えをいう時、発語のように用いる。『広辞苑』

しは【安閑紀】を始とすべし、安閑天皇元年十二月壬午の條に、武藏國造笠原直使主が、國家の爲に當國の内横渚、橋花、多水、倉櫛の四所に屯倉を置き事あり、此橋花といふもの即この郡ならん、又【萬葉集】に天平勝寶七歲二月十日武藏國部領防人使椽おほきむつものくらのかみのしなあづみのすくねみくに正六位上安曇宿禰三國が進歌二十首の内に、橋樹郡上丁物部眞根及妻棕椅部弟女が詠ぜし所の歌を載す、橋樹の郡名爰に初て見ゆ、又【續日本紀】稱徳天皇神護景雲二年六月癸巳、武藏國橘樹郡人飛鳥部吉志五百國が、久良郡にて白雉を獲て獻ぜしことを記せり、以上の文によれば文字も古は橋花とかきしを、【元明紀】和銅六年五月の條に載せし、郡郷の名には好字を著すべき詔ありし時などより、橋樹の二字を用ゆるならん、されど唱は古きによりてかはらざ

【安閑天皇】(あんかんてんのう) 第二七代の天皇。名は広国押武金日(ひろくにのおしたけかなひ)。継体(けいたい)天皇の第一皇子。『広辞苑』

【國造】(くにのみやつこ) 国の御奴の意。古代の世襲の地方官。ほほ一郡を領し、大化改新以後は多く郡司となつた。大化改新後も一国一人ずつ残された国造は、祭祀に關与し、行政には無關係の世襲の職とされた。『広辞苑』

【屯倉】(みやげ) 大和朝廷の直轄領から収穫した稻米を蓄積する倉。転じて、朝廷の直轄領。官家・屯家・屯宅・三宅などとも書く。『広辞苑』

【部領】(べいりょう) (こと)事(とり)執(と)り(執)の変化。人物などを宰領し輸送する者。また、その責任者。部領使(べいりょうし)のことりづかい。『広辞苑』

【椽】(じょう) 我国古代地方官にて第三等官をいう。『広辞苑』

【上丁】(じょうてい) かみつよぼろ) 防人の集団を統率する者。『広辞苑』

【續日本紀】(しよくにほんぎ) 六国史(りつ

こくし)の一。四〇卷。日本書紀の後を受け、文武天皇(六九七)から桓武天皇(七九一)までの編年体の史書。藤原繼縄・菅野真道らが桓武天皇の勅を奉じて延暦一六年(七九七)撰進。『広辞苑』

【吉志】(きちし) 大和朝廷で、外交記録などを職務とした渡来人に対する敬称。『広辞苑』

【元明天皇】(げんめいてんのう) 第四三代の天皇。名は阿閑(あべ)。天智天皇の第四代女。草壁皇子の妃。文武・元正天皇の母。都を大和国の平城(奈良)に遷し、太安万侶(おのおのやすまろ)らに古事記を撰ばせ、諸國に風土記を奉らせた。(在位・七〇七〜七一五)(六六一〜七二二)『広辞苑』

【詔】(みことり) 御言宣(みことり)の意。天皇のことば。おおせ。おおみこと。詔勅。勅詔。勅命。文書上の規定では「詔」の字は臨時の大事に用い、「勅」は尋常の小事に用いるなど諸説がある。『広辞苑』

りしなり、【類聚國史】貞觀十四年當郡節婦のことを載せたる條にも、

橘樹郡とするせり、【和名鈔】郡名の部に、橘樹の二字の訓を太知波奈

と註せり、後世或は立花とするせるものは誤なり、其地の界域は中古

より甚變革せり、古のさまは今よりしるべからずといへども、試に【和

名鈔】に載る所の郷名をもて今の地理を察するに、その郡中甚せばか

りしと見ゆ、今の都筑郡高田村の邊より多磨川の涯に至り、夫より川

崎宿の邊を限として、南の方は今の神奈川の邊にて久良岐郡に接せり、

されば古代は東西も南北も纔に三里にすぎざる小郡にて、南西のかた相

模國と境を接せざりしなるべし、さてこそ【和名鈔】に郡をついつるこ

と久良を初として、都筑、多磨に及び、次に當郡を載しも其次叙を得

しと云べし、遙の後永祿の頃までも久良岐の地は、神奈川のあたりま

で及びしならん、【小田原家人所領役帳】に、今の神奈川宿の内青木町

及び寺尾村などは、皆久良岐郡の地として記せり、御打入の後正保圖

のなりし頃は、はや青木町寺尾等の地も當郡に入れり、夫も保土ヶ谷

の岩間町の地はやはり昔のまゝに久良岐郡に屬せり、元祿年中境

令旨によつて撰進。天地・人倫など部門別に漢語を掲出、出典・音注・証義を示し、和名を万葉仮名で記す。『広辞苑』

【類聚國史】(るいじゆうこくし) 勅撰の史書。二〇〇巻、目錄二卷、帝王系図三卷。菅原道真編。八九二年(寛平四)成る。「日本書紀」以下「文徳美録」に至る五國史を神祇・帝王・後宮・人・歳時・政理・刑法・職官などの部門に分類して収録。「三代美録」の記事は後人の加筆。のち散逸したのを江戸時代に集めて六一巻とし、一八一五年(文化一二)出版。

【節婦】(せつぷ) みさおのかたい女。節操の堅固な婦人。『広辞苑』

【和名鈔】(わみょうしよ)「わみょうるいじゆしよう(和名類聚抄)」の略称。平安中期の漢承年間(一〇六六―一〇七三)成立。醍醐天皇皇女勤子内親王の

【御打入】徳川氏江戸入府のこと。天正十八年(一五九〇)(忠臣蔵は討ち入り)『編者』

【御打入】徳川氏江戸入府のこと。天正十八年(一五九〇)(忠臣蔵は討ち入り)『編者』

【御打入】徳川氏江戸入府のこと。天正十八年(一五九〇)(忠臣蔵は討ち入り)『編者』

【御打入】徳川氏江戸入府のこと。天正十八年(一五九〇)(忠臣蔵は討ち入り)『編者』

【御打入】徳川氏江戸入府のこと。天正十八年(一五九〇)(忠臣蔵は討ち入り)『編者』

界を改められてより、ほゞ今の如くにはなりたるならん、今見る所の  
 界域の大様は、北の方多磨川を界として、荏原多磨の二郡に隣れり、  
 その里數は西北の隅金程村より、東の方稻荷新田の出崎まで凡七八里  
 もあるべし、東南はすべて海にそひ、南のはては久良岐郡、及相州鎌  
 倉郡に接せり、その里數六里餘なり、されど鎌倉郡にまじはれる所に  
 至りては、地形ことにせばまりて、わづかに東海道往還の邊にすぎず、  
 其所に地藏の石像一軀あり、世に境の地藏と呼べり、これ武相の界な  
 ればなり、夫より郡の西邊はすべて都筑郡に隣り、その界ひ屈曲して  
 かけ入たるが如し、彼界より金程村に至るの里數八里にあまれり、是  
 今の地形古とかはりたる所の大様なり、その餘は**させる**變遷も見えざ  
 れば、別に今の圖を載す、たゞ海岸の地は少く新開の處もあるべけれど、  
 其村によりて見るべし、郡中東海道の往還かゝれり、荏原郡六郷より  
 入て相州鎌倉郡に達す、その間四里の行程なり、また同國中原街道と  
 て一條の往還あり、東海道より西にあたれり、土地はすべて西の方に  
 山々連なりて、北より東南へは山の根を廻りて平地なり、その邊は自  
 らひくければ水田も多し、土性は多く**眞土**なり、また山にそいたる方  
 は陸田山林多けれども、山谷の間纔に平らかなる地によりて、水をたゝ  
 へ水田を耕す所もあり、風俗は大抵近郷にことなることなし、されど  
 都筑郡によりたる方は、山あひの寒村多ければ人民質樸の風あり、

## 郷名

和名鈔所載四並驛家

高田多加太

今この郷名なし、按に隣郡都筑郡に高田村あり、郡中久末

駒ヶ橋等の村に隣れる地なり、これ高田郷の名の存せるならん、【和

【**させる**】特にこれというほどの。これといつた。たいした。さしたる。『広辞苑』

【**眞土**】(まつち) 水稻耕作に適している良質の土。『広辞苑』

名鈔】郡名の次第は多磨郡の次に當郡を載す、この次叙により郷名の次第をなして、多磨郡勢多郷の次に當郡高田郷をついつる時は、今の地理を以考るに荏原郡瀬田村は、多磨川へよりたる所に於て、しかも多磨郡の界に接したる所なれば、これ古の勢多郷の遺名なるべし、然らば郡中坂戸岩川のあたりまでも、高田郷の中にて、そのかみ勢多郷とは多磨川を隔て、隣りしならん、また【和名鈔】郷名の條によれば、多磨郡を始として次に都筑久良をしるし、その次に當郡を載す、これは多磨郡は國府のある所なれば、改めて始にするせしか、この次第を以考れば久良郡良椅郷の次に高田郷あり、久良郡の地はそのかみ神奈川の邊までもかゝりしなれば、これもまた次第を失はざるに似たり、

橘樹 多知波奈

この郷は今その地をしらず、子母口村に立花社あるを以考るに、恐くは子母口村の邊を云なるべし、地理もまた久末村の邊なれば古の高田郷に接したる所とおほしきものなり、されど正しき事をしらず、

御宅 美也介

これも今村名にも残らざれば、いづれの地と云事をしらず、今按に【安閑紀】に載たる國造笠原直使主が置ける立花屯倉のありし地なるべし、屯倉の二字を【日本紀】に彌夜氣と注せり、

縣守 安加多毛利

これもその所在をしらず、又考ふべきたよりなし、

驛家 うまや これもその所をしらず、【兵部式】諸國驛傳馬の條を閲るに、

【驛家】(うまや) 律令制で全国の主要な諸道に設置された公用の旅・通信のための施設。  
【廣辭苑】

【傳馬】(てんま) 通送用の馬。律令制では、

驛馬とは別に、各郡に五匹ずつ飼わせ、公用旅行の官人に使わせた。戦国時代以降は宿駅に備えて幕府・領主の公用に供し、江戸時代には民間の輸送にも従った。『廣辭苑』

當郡小高驛馬十匹、傳馬五匹とあり、按にこれ【和名鈔】に載る驛家と同所なるにや、されど今小高と云地名なし、もしくは小田村小田中村など小高の訛りたるなるか、この地大抵都筑郡店屋驛と荏原郡大井驛との中ほどにあり、以上【和名鈔】載る所なり、

## 中古所唱

小澤 小澤郷の名は【東鑑】元久二年十一月十四日の條に、

稻毛入道が遺領武藏國小澤郷と見えたり、今當郡の西北の界にある金程細山菅の三村、及多磨郡坂濱村に跨りて、古は小澤郷或は小澤庄、又は領とも唱へしと傳ふ、猶各村の條照し見るべし、

神奈川 文永年中に書せし鶴岡八幡宮の文書に、稻目神奈河兩郷と云へり、稻目は今上菅生村の小名に残り、神奈川郷の唱は下菅

田村一村のみ土人云傳へり、

小机【東鑑】曆仁二年二月十四日の條に、武藏國小机郷鳥山等の

荒野を、水田に開發すべきの由、太夫尉泰綱に仰らるゝとあり、ふるくより小机郷の唱へあることしるべし、今この郷を唱ふるは僅かに小机の一村のみなれど、昔は此郷に屬する村百八ヶ村ありし由土人云傳ふ、おもふに中古以來小机庄をもてとなえし故、この郷名も自づからなきが如くなりしや猶庄名の條合せ見べし、

菅生 上菅生村高石村の二村のみ、昔此郷名を唱へしと云、

子安 生麥村のみ此郷名を唱へ、

【東鑑・吾妻鏡】(あずまかがみ)鎌倉後期成立の史書。五二卷。鎌倉幕府の公的な編纂といわれる。幕府の事跡を変体漢文で日記体

編述。源頼政の拳兵(一一八〇年)から前將軍宗尊親王の掃京に至る八十七年間のわが国最初の武家記録、『広辞苑』

## 庄名

### 中古所唱

丸子（まゐ） 今多磨川の邊（あたり）に上丸子中丸子の二村あり、又對岸荏原郡に下丸子村あり、此邊（このあたり）なるべし、【東鑑】治承四年十一月十日の條に、頼朝武藏國丸子庄を葛西三郎清重に賜（たま）ひしこと見えたり、今は潮田村（うしおだ）のみ昔此庄（このしやう）に屬せしと云、

師岡 此師岡のことは、久良岐郡郷名の條に辨（べん）せし如く、此邊（このあたり）古園（ふるおの）を置れしはいつの頃より始りしにや、未だ古書には所見（しよけん）なし、恐（おそ）くは師岡郷といふべきを誤りて庄名とせしなるべし、其詳（つまびら）なる事は久良岐郡の卷（まは）について見（み）べし、今郡内昔師岡庄（まへ）に屬せしと云もの三村あり、師岡郷（まへ）に屬せしと云もの二村あり、

稻毛（いなげ） この庄は古き唱（な）と見えて、鎌倉右大將頼朝の頃稻毛三郎重成（いなげさぶらうしげなり）と聞（き）えて、在名（な）を稱（な）せしは世に知る所なり、この三郎重成は當國（あたりのくに）七黨（しちとう）の内、小山田別當有重（おやまだべつとうありしげ）が子にして、其弟（その）榛谷四郎重朝（はんがやしろうしげとも）と同く、父の讓（ゆる）を受け此邊（このあたり）の地をわかち領せしとみゆ、猶榛谷庄の條とてらし見るべし、今稻毛領の内と號（しやう）する村々は、多くこの庄に屬せし地なるべし、正平七年の下文（しょうへい）に稻毛庄の内坂山郷とあり、今の坂戸村これなり、又稻毛領宮内村春日社にかけたる應永十年（おうえい）の鰐（わに）口に、稻毛本庄とするせり、又至徳元年（しとく）の頃の文書には稻毛新庄（いなげしんじやう）とあり、これによれば其頃（そのころ）は本庄新庄の別もありしと見ゆれど、是等のことは今よりいかにとも分（わか）ちがたし、又【小田原

【下文】（くだしづみ）上位者からその管轄下の役所や人民などに下した公文書。『広辞苑』

家人役帳】にもこの庄に屬する地名すべて十七村を載す、【**太平記**】に江戸遠江守堯寛同下野守能登が領地稻毛十二郷を闕所せしこと見ゆ、又【**小田原記**】に永祿十二年武田信玄當國へ働のとき、稻毛十六郷を追捕すとあり、この郷と云も例の村の字にかへし郷なるべし、領名行はれてよりこのかた庄名は自づから廢せしなるべし、今郡内昔此庄に屬せしと云もの十四村、今も稻毛庄を唱るもの二村、又明津村は古は稻毛新庄と稱せし由云傳ふ、

小机 此庄名は當郡はもとより都筑郡にもかゝり、あまたの村々にて唱る所なり、是等は昔小机城下に屬せし村々にや、小机城は鎌倉公方の時よりありし事【**大草紙**】等の書に見ゆ、其後小田原家分國の頃笠原越前守及び北條氏の一族左衛門佐氏堯などの居城なりしなり、【**小田原家人役帳**】に、小机某地と記せしもの二十村餘あり、是等を以て當時此庄の廣き事を知べし、今郡内昔此庄に屬せしと云もの十一村、小机郷と云もの一村、小机保と云もの一村、又今も小机庄を稱するもの四村あり、

榛谷 保土ヶ谷宿の邊五六村の地此庄にかゝれり、其地名の起りは

【**太平記**】(たいへいき)軍記物語。四〇卷。作者は小島法師説が最も有力。いくつかの段階を経て応安、永和の頃までに成る。北条高時失政・建武中興を始め、南北朝時代五十余年間の争乱の様を華麗な和漢混淆文によって描き出す。『**広辞苑**』

【**闕所**】(けつしよ) 1(領主の欠けた土地の意) 鎌倉・室町時代、領主の罪科などによって幕府に没収され、新領主の定まらない領地。闕所地。また、所領その他の財産を没収すること。2 江戸時代の刑罰の一。死罪・遠島・追放などの付加刑として、田畑・家屋敷・家財のすべてまたはいずれかを罪の軽重などに応じて

官に没収すること。欠所。『**広辞苑**』

【**追捕**】(ついは) 没収すること。奪い取ること。『**広辞苑**』

【**鎌倉公方**】(かまくらくぼう) 鎌倉府の長官として関東を支配した足利氏の称。尊氏の子基氏に始まり、執事上杉氏を関東管領に任じて統治。鎌倉御所。関東公方。『**広辞苑**』

【**大草紙**】(おおぞうし) 「鎌倉大草子」の略称。室町時代の鎌倉公方を中心とする諸氏の動向や合戦を記した軍記。著者・成立年代不詳。『**広辞苑**』

【**保**】(ほ) 平安時代以後の国衙領における所領単位の称。荘・郷・名と並称。『**広辞苑**』

隣郡都筑の内、二股川村ふたまたがわむらの小名に榛ヶ谷はんがやと云所いうところあり、夫それより庄名となりしなるべし、故にその詳つまびらかなることは已すでに都筑郡の卷まきに出し  
たれば爰こゝには略せり、

御厨みくりや 保土ヶ谷宿の内、岩間町いわまのまちの鎮守神明社おきむ てんぶんに納る天文二十四年(一五五五)し  
るせる縁起に、榛谷御厨庄はんがやみくりやの庄とあり、又元和五年(一六一九)彼社造營の棟札むなだに、  
武藏國榛谷御厨八郷ともあり、是これによれば御厨の所は全く榛谷の  
庄内なりしと見ゆ、今此庄名を唱るもの二村、御厨郷と呼もの一  
村あり、

領名

- 今所唱  
稻毛いなげ 五十七村  
神奈川 四十村  
小机 七村  
川崎 二十六村

村數

百三十村 右件くだんの村は今現在の數なり、正保年間(一六四四―四八)の改に百十三村、  
元祿十五年改げんりく(一七〇四)改めには十一村を増まして百二十四村となれり、其後新墾にいけりの  
地出來しかば今の村數に及べり、其變革へんかくは村々の條下くんだりに詳つまびらかなり、

山川

向ヶ岡むしがおか 郡の西にかゝれり、委くわしきはなを多磨郡べんに辨べんず、こゝに載のする

【御厨】(みくりや) 古代・中世、皇室の供御(くご)や神社の神饌の料を献納した、皇室・神社所屬の領地。古代末には莊園の一種となる。神領。みくり。『広辞苑』

【棟札】(むなだ) 棟上げの時、工事の由緒、建築の年月、建築者または工匠の名などを記

して棟木に打ち付ける札。頭部は多く山形をなす。また、直接棟木に書いたものを棟木銘という。『広辞苑』

【新墾】(にいけり) あらき・しんこん) 新しく開墾すること。また、新しく開いた田畑や道などをさしてもいう。『広辞苑』

所も土人の説によれば數村に及べり、其村々は西の方金程細山菅  
高石菅生長尾作延久本末長の九村なり、是もたゞ傳ふる所にして、  
今も岡のつらなる故になぞえ來れば、是らの村なるべしと云のみに  
して正しき證あるにあらざるべし、しばらく爰に出せり、

多磨川 郡の北の方を流る、今川の中央を當郡と荏原多磨二郡の界と  
定む、其水源は郡の西北の隅登戸村より流れ來りて次第に屈曲し、  
稻荷新田に至り海に沃げり、此川も昔より洪水の爲に兩岸**崖崩**し  
て、變遷あまたゝびに及びしと見ゆれば、古き世のさまは詳にする  
によしなし、正保の頃よりの變革は圖に載ることなし、今見る所  
は河原をこめていはゞ川の幅三町許にも及ぶべし、常に水の流るゝ  
所は凡三十間あまりなり、されど稻荷新田に至りてはその水路尤  
廣くして、二百五十間ほどなり、すべて當郡の境を流るゝこと長さ  
四里にたらず、この間に平間丸子二子登戸矢の口等五ヶ所の**渡場**あり、  
鶴見川 西の方太尾村より來り、郡の中央をながれ、東の方生麥村  
潮田村の間にて海に注げり、川幅十二間より下流に至りては四十間  
に餘れり、水源は恩田川谷本川の二流なり、恩田川は多磨郡木曾村  
天神の池より湧出し、都筑郡恩田村を流るによりて恩田川の名あり、  
夫より同郡の内佐江戸村猿山村の間にて谷本川に合す、かの谷本川  
は多磨郡柚木領十七ヶ村の水田より餘水あつまり、一筋の流となり  
都筑郡谷本村に至り、夫より谷本川といひ、佐江戸村にて恩田川に  
合す、是より一條となる、その下流をすべて鶴見川と唱へり、この  
川に至りてはよほど幅も廣く、都筑郡の内大熊川早淵川また當郡に  
ては鳥山川矢上川この四川の下流もみな鶴見川にいる、是らの川々

【**崖崩**】(しゅつぼう) 山頂などの崩れること。

『広辞苑』

【**渡場**】(わたしば) 船で人などを対岸に渡す所。

渡船場。『広辞苑』

は何れも小流にして、別に擧げべきほどの川にはあらず、鶴見川は郡内を流るゝこと凡二里餘と云、

帷子川 郡の南の方にそひ、西より辰巳へ郡内を貫き流るゝなり、川幅はことにせばし、下流の廣き所に至りては十間餘あり、帷子町芝生に至て海に沃げり、水元は都筑郡川井村大貫と云所の谷水一筋の小流となり、同郡白根村及菅田村今宿村の谷水竹の下にて合して一條となるあり、爰より下流を帷子川と唱ふ、水元より海濱まで川の長さ三二里許なり、又別に今井川と呼もの一筋あり、是は小流にてあげてしるすべきほどのものにあらず、この水元は都筑郡今井村谷々の水集りて程ヶ谷驛の内を屈曲してなされ、帷子町にて帷子川となれり、

神奈川湊 郡中海岸にそひたる村々凡五里の間なり、其次第は南の方より東に亘りて、芝生神奈川西子安東子安生麥潮田下新田渡田大島大師河原池上新田稻荷新田の村々に連れり、海道も少くかゝりし所あり、神奈川の臺はすこぶる高き所にして、此所よりのぞめば東南の方眼界打開けてことに勝景の地なり、久良岐郡洲干湊より十二天の森を遠く見やり、又向ひに横濱の辨天の社など見ゆ、すべて此ほとりは斷崖峭壁の處多して、屏風を立たるさまなり、故に騷客など錦屏海と號して一二をかぞうれば四屏に分てり、その上には古松あまた蟠蚪し、遠くをのぞめば其趣言べからず、商舶漁舟朝な夕な行かふさまなど、繪にかきたらんやうなり、此所を當國海岸の地第一の絶景と云べし、

【峭壁】(しょうへき)きりたったけわしいがけ。

『広辞苑』

【騷客】(そうかく)詩人。風流人。騷人。『広辞苑』

【蟠蚪】(ばんきよ) 広大な土地を領し勢力を振うこと。『広辞苑』

## 産物

鹽塩 川崎領の内海岸の諸村にて鹽竈しおがまを設もうけて製つくす、上品にて播州赤穂ばんしゅうあこうの産におとらず、他へ運漕うんそうするに及およばず、纜わすかに土地にてひさぐのみなり、梨なし子 川崎領よりおしなべて作出しゅしゆす、その種類しゆるい甚はなはだ多し、これは近きころより多く種うゑると云いふ、

新編武藏風土記稿卷之五十八 終

# 新編武藏風土記稿卷之六十八

## 橘樹郡之十一 神奈川領

### 中略

◎和田村 和田村は郡の南にして江戸日本橋よりの行程八里、郷名は傳へず榛ヶ谷庄に屬せり、東西北の三方は帷子町に境ひ、南の一方は佛向下星川の二村に隣り、東西七町南北へ三町にあまれり、民戸十六軒多くは村の北の邊に居を結べり、南方に相州道あり佛向村より入り帷子町へ通ぜり、此道村内を通ずること四百間餘、地形は平かにして水田多く陸田少し、土性は眞土なれど、南方帷子川にそひしあたりは砂土も交れり、此川の水溢るゝ時は水損の患あり、此方の山は都筑郡の山々に續きたれば猪鹿出て田畑をあらせり、元祿八年安藤對馬守（げんろく（一六九五））檢地し、夫より後明和七年新田の處をば伊奈半左衛門檢地せり、此村古のことは詳にせず、御入國の後御料所となり伊奈半十郎家にて世々預り奉り、其後田中休藏等の支配所となりしに、夫も替りて今は大貫次右衛門が支配所となれり、

高札場 村の北にあり、

小名 小關 村の東にあり、

原 村の中央にあり、

竹ノ後 村の西なり、

宮前 是も西にあり、

【檢地】（けんち）豊臣・徳川政権下、農民の田畑一筆ごとに間竿（けんざお・縄などを用いて測量し、段別・品位・石高・名請百姓を定めること。さおいれ。なわうち。『広辞苑』

【御入國】（ごにゆうこく）徳川氏江戸入府のこと。天正十八年（一五九〇）『広辞苑』

【御料所】（ごりようしょ）幕府や大名の直轄領。『広辞苑』

帷子川 村の南境を流る、西の方帷子町より入り村内七町程を経て、又東の方帷子町の内へ至れり、川幅およそ凡(二一、三三)七八間、

○用水堀 村の中央にあり、村内を経ること六町半、(約七〇世)

杉山社 村の西よりにあり、當所の鎮守なり勸請かんじょうの年歴を傳へず、本社一間四方拝殿は三間四方東に向ふ、神體しんたいは本地不動の坐像を安ぜり長五寸、前(約一五世)に木の鳥居を立、祭禮れいは年ごとに六月九月のふた度、いづれも二十八日をもち、帷子町香象院の持、

○山王社 村の北眞福寺の東なり、村内稻荷第六天の二社を今假に移し祭れり、稻荷社の除地じよちは一段二畝(二六四坪)二十四歩村の北にあり、第六天の除地(一五坪)十五歩は東北の方にあり、此二社を相殿あいどのとせし年代を傳へず、社は二間半に二間、前に木の鳥居を立、南向村内眞福寺の持、

眞福寺 村の北にあり、古義眞言宗久良岐郡太田村東福寺の末大照山と號す、開山詳ならず、中興開山傳慶寛永二十一年十月六日に示寂じしやくす、客殿六間に五間半南向、本尊不動立像一尺八寸なるを安ぜり、(約五四世)

◎坂本村 坂本村は郡の南にあり江戸日本橋を距ること八里、爰も榛ヶ谷庄はんがやしょうに屬せり、東の方より北へかゝりて帷子川を隔て都筑郡上屋川村に隣り、其中北には同郡川島村かわじまかゝり、西南より東の端はしへは又佛向村なり、民家十二軒東西二町南北は四町(約四四〇世)にあまれり、地形多くは平かな

【勸請】(かんじょう) 神仏の分靈を請じ迎えてまつること。『広辞苑』

【間と間】本書では社寺建築物の大きさを間・尺・丈で示している。当時採録者(調査官)は実際に建物の大きさを計測し、概略の寸法を記したものと考えられる。然し、古来一般に社寺建築物の大きさを表す方法に「間」が使われてきた。「間」とは柱の間の数を表す。例えば、「三間に二間」と云えば、正面から見

て柱が四本、側面から見て三本の建物のこと。間の寸法は様々で、狭くて三尺、広ければ二間以上のものもある。そこで「間」の表記には十分注意しなければならない。『編者』

【相殿】(あいどの) 同じ社殿に二柱以上の神を合祀すること。あいでん。『広辞苑』

【示寂】(じじやく) 高僧などの死をいう。入寂。『広辞苑』

れば水田陸田等分にて、用水は村内谷間に涌出せる清水を用ゆ、西の方には小山あり、又東北の方に一條の路を開けり是を八王子道と云、此道このみち東隣佛向村より入り川島村に通ぜり、元祿八年安藤對馬守檢地し、夫より後新田をば明和七年伊奈半左衛門の檢地せしことあり、此村御入國より後は御料所なり伊奈半十郎が家にて代々支配せり、中頃は田中休愚右衛門及び其子休藏等續て支配せしに、元文五年又伊奈半左衛門支配所となれり、それもかはりて今は大貫次右衛門支配所となれり、

高札場 小名前耕地にあり、

小名 前耕作 村の南の端なり、

小谷 村の中央にあり、

大谷 村の西なり、

帷子川 村の東北都筑郡上星川村と當村との間を通ぜり、川島村より流れ來り佛向村に至る、村内を經ること一町にあまれり、川幅は凡三間餘、

○用水堀 東北の間にあり、**坎**を設けて帷子川の流れを分ち、東の方佛

向村にそゞげり、此水佛向、下星川、神戸三村の用水となれども、水利の便宜たよりよろしからざれば、此村の用とはならず、かの分水口の樋破壊の時おおよげは公

り修理あり、

**藏王權現社** 村の北にありわづかなる社なり、上屋は三間に二間東向にて前

に鳥居あり、勸請の年歴詳ならず、下星川村法性寺の持なり、

**薬師堂** 村の北にあり二間半に四間東向、本尊**薬師**の立像長三寸、境内に

元祿九丙子十月方譽仰譽二人の名を刻せし石碑あり、此二人始めてこの堂を

建立せしと云、

◎佛向村 佛向村は郡の南にして保土ヶ谷宿の西北にあたり、江戸

日本橋より八里の行程なり、榛ヶ谷庄御厨郷なり、村名の起りは昔村

【**坎**】(いり) 水の出入りを調節できるように池などの堤に埋めた樋(とい)。水門。『広辞苑』

【**薬師**】(やくし) 薬師瑠璃光如来(やくしるり(こう)によらい)の略。『広辞苑』

内正福寺の**先住**堯室、初て北條家へ**謁**せしとき願ひあらば申すべしとありけるに、出家の身は他の志願なし常に佛に向ふこそ**桑門**の本意とする所なれば寺の山號及び其村里にも佛向の二字をもて名づけ賜はるべしとの願ひにより、**領掌**ありてかく名つけられしとぞ、其時免許の下文に例の**虎の印判**を押せしものありしかど、今は失せりといへり、されど【小田原所領役帳】に小机の内佛餉二十三貫百二十四文向山とあり、此頃は向山といひし人の領せし所にて、文字も古くは佛餉とかきたると見ゆ、家數五十八軒、良は帷子町及び和田村に隣りて帷子川を界とす、**巽**は下星川村にさかひ坤は神戸町に接し、乾の方は都筑郡の内今井市の澤川島の三村に隣る、北の隅の方へわづかに坂本村の地さし入りたり、村のかたち大抵菱の如くにして東の角より西の角まで十五丁、南の角より北の角まで九町餘なり、惣て南の方は小山連りて土地高く、北の方は自ら低し川の岸にそひて水田あり、又谷の間にもすこし許の水田あり土性は黒土又は川に縁りたる所は砂交はれり、**檢地**は元禄八年安藤對馬守承りて糺せり、其後にも新田出來してより明和七年伊奈半左衛門忠敬、寛政元年伊奈攝津守忠郁、同じく九年久世丹後守廣民等其支配せる度ごとに檢地せり、**村内**に海道二條あり、其一は東の方和田村より入て村内を經ること五町許にして北の方坂本村へ達す、道幅一間半にあまれば是を八王子往還と號す、一は相州往還と呼ぶ、南の方下星川村より入て十丁許にして都筑郡今井村にいる、道の幅一間餘なり、當村は北條家分國の頃、南の方今の元佛向と

【**先住**】(せんじゅう) 寺の先代の住持。以前

の住職。『広辞苑』

【**謁**す】(えつす) 貴人・目上の人に面会する。

『広辞苑』

【**桑門**】(そうもん) 出家して仏

道を修める人。僧侶。『広辞苑』

【**虎の印判**】後北條氏の領国支配

を象徴する印判。



いふ所に百姓等住して其邊を耕しけるに、年貢の**高免**にして且**夫役**のしばしばなるに苦しみしかば、一旦離散して荒野となりしが、御入國の後再び歸住して漸く水陸の田を開き終に村落をなせりと云、其頃より御料所にして伊奈半十郎忠治が家にて支配せしが、享保十六年に田中休藏嘉乗が支配所となり、元文五年再び伊奈半左衛門が御預かりとなれり、夫より後子孫左近將監忠郁が時に至て職を奪はれ、久世丹後守廣民代りしが、再び大貫次右衛門光豊是にかはれり、

高札場 村の東八王子往還の傍にあり、

小名

稻荷の上 村の中央にあり、

神木廻り 村の南にあり、

兵庫谷 村の南にあり、相傳ふ金子兵庫といへるもの、

此地を開きて住せし故今に此名ありと、

されど其子孫もたえて後年久しければ其事跡は傳はらずと云、

元佛向 是も南の方なり、北條家分國の頃農民の居村なり

神木前畑 これも南の方なり、

西谷 同邊なり、

猪久保谷 是も同邊なり、

上原 是も南なり、

向原 是も同じ、

外野谷 村の西なり、

行坐谷 是も西の方なり、

矢し塚 村の西なり、

【高免】(たかめん)江戸時代、年貢(ねんぐ)賦課率の高いこと。『広辞苑』

【夫役】(ぶやく「ふやく」とも)人身に課税すること。特に労役を課すること。律令制では調・庸・雜徭など人身課税を総称し、また課役とも称した。中世、次第に労役の徵発の

意味となり、戦国時代には役人足を多く軍夫に使役したが、江戸時代には築城をはじめ公共的土木工事に振り向けた。後には、労役を米・銀・錢で代納したが、助郷役や川普請役の場合は役夫を徵用して就勞させた。ふえき。

『広辞苑』

大久保 是も西の方なり、  
 北上 東の方なり、  
 的場 是も東の方なり、  
 前耕地 是も東の方なり、  
 内田耕地 同邊なり、  
 砂子田耕地 北の方なり、

帷子川 村の北の方坂本村より流れ來り、北の村境を經ること凡四町許に  
およそ約四〇町  
 して、東の方下星川村に入る、川幅七間許より八間に至る、  
(約二二町) (約一五町)

○用水堀 水源は坂本村の内にて、帷子川を引わかち、村の北の境より入  
みながみ  
 り流ること四町餘にして、東の方下星川村に入る、  
(約四四〇町) (約四五町)

杉山社 村の良にあり、本地は不動立像にして長一尺七寸あり社三間に二間  
すしやまじや うしろ (約五〇町)  
 半、前に木の鳥居を立共に東向なり、岩間町圓福寺持、

○稻荷社 村の中央にあり、社六尺四方前に木の鳥居を立共に巽に向り、  
たつみ むかえ  
 社地に楠の大木あり、惣て杉松の古木繁茂せり是も圓福寺持、

○山王社 村の坤の方によりてあり、社一間四方の鳥居を立、當社の  
さんじやう ひしやう  
 本地佛は藥師なり、正福院持、

○神明社 村の北によりてあり、社は九尺四方南向なり、社地に圍六七尺  
かこみ (約二町)  
 の楠あり、古き社なること知べし、帷子町香象院持、

正福院 村の北によりてあり、曹洞宗小机村雲松未佛向山と號す、前にいへ  
しんぷくいん  
 る如く北條家よりゆるされし山號なりと云、開山榮叟梵昌永享元年二月  
えいきやう (二四一九)  
 二十六日寂す、初は開山の諱を用ひて榮叟寺といひしが、先住明王宗鑑中  
じやく はじめ いみな  
 興の時、今の院號にあらためしとぞ、宗鑑は寛文元年四月二十二日寂す、  
かんぶん (一六六〇)

【本地】(ほんじ) 仏語。本地垂迹説によるもので、世の人を救うために神となつて垂迹したその本の仏菩薩をいう。神はこの世に仮に姿を表した垂迹身で、仏菩薩をその真実身で

ある本体とするもの。たとえば、天照大神の本地は大日如來だとする。『広辞苑』

【圍】(かこみ) 周囲『広辞苑』

本尊如意輪観音坐像にして長一尺五寸(約四五㎝)、行基菩薩の作なりと云、**脇土**きょうじ不動  
毘沙門の像を左右に安あんず、共に立像にして長一尺客殿に安置せり、又薬師  
の立像あり是は恵心僧都せうずの作なり、長一尺二寸(約二六㎝)、村内山王の本地佛なり、  
客殿□□に六間圓通閣の三字を遍しるす、門の前に**石階**せうかいあり皆北に向ふ、當寺  
より安産ふの符を出せり、

## 新編武藏風土記稿卷之六十八 終

【**脇土**】(きょうじ・わきじ) 仏の左右に侍し  
て衆生教化を助けるもの。仏像では、本尊の両  
脇に安置され、または描かれる像。阿弥陀如来  
に観音・勢至菩薩、釈迦如来に文殊・普賢菩薩、

薬師如来に日光・月光菩薩など。『広辞苑』

【**石階**】(せつかい) 石造りの階段。いしだん。  
『広辞苑』